

サーキュラーシティ推進体制整備支援業務委託仕様書

1 委託業務名

サーキュラーシティ推進体制整備支援業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

サーキュラーシティを実装し、イノベーションを創出するために産学官などが連携した運営体制の立ち上げのための組織のあり方の整理及び設立支援を行うものとする。

- (1) がまごおり循環経済イノベーションコンソーシアム（仮称）（以下「コンソーシアム」という。）の設立に関すること。

ア コンソーシアムの構築

年度内のコンソーシアムの設立に向けて、蒲郡市産業振興会議の活動母体として構築を検討している「がまごおり産業創造プラットフォーム（仮称）」（以下「プラットフォーム」という。）とも連携のあり方を検討し、先導して循環経済分野についてコンソーシアムを構築する。

イ コンソーシアムのあり方の検討

「蒲郡市における産業創造プラットフォームのあり方に関する調査の結果」（以下「プラットフォームに関する調査の結果」という。）に記載のあるプラットフォームの目指す姿、各所の役割、方針を参考にコンソーシアムのあり方の検討を行うものとする。

なお、あり方については「プラットフォームに関する調査の結果」に示されている重点検討事項を検討したうえで、令和7年9月上旬までに報告するものとする。

ウ 事務局機能の検討

コンソーシアムには事務局を設置することを想定し、将来的に事務局においてコンソーシアム参加企業の管理やプロジェクト管理等の役割を想定しており、その他事務局における役割についても整理するものとする。

また、「プラットフォームに関する調査の結果」の方針に基づき、コンソーシアムの事務局がプラットフォームの事務局を実施することを想定し、プラットフォームの事務局における役割についても整理するものとする。

なお、事務局機能の検討については、令和7年9月上旬までに報告するものとする。

エ 構成員の検討

コンソーシアムの構成員は、個別プロジェクト代表企業のほか、産学官が連携し、プラットフォーム間においても情報共有が効率的に行える組織とするため、構成員の検討を行うこと。

オ コンソーシアムにおける個別プロジェクトの管理

コンソーシアムにおける個別プロジェクトについては、サーキュラシティ実証実験プロジェクトで採択している事業、連携協定を締結している事業者との連携事業などのうち、実装を目指し継続して検討しているプロジェクトを対象とし、新規プロジェクトについても検討を行う。併せて、コンソーシアムにおけるプロジェクトの管理運営、公募方法等について整理、検討するものとする。

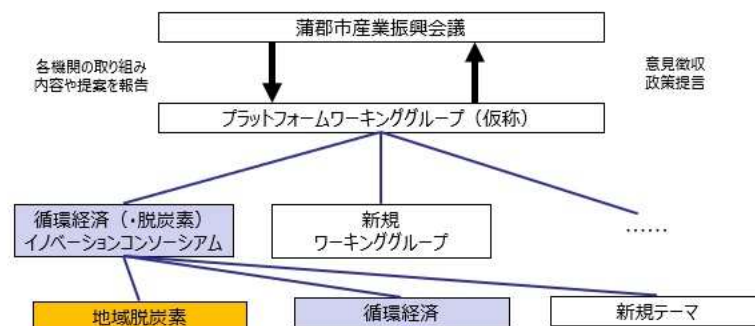
カ 有機的な連携組織の検討

プラットフォームとコンソーシアムを有機的に連携させるための組織体制の検討を行うこと。

キ その他必要事項の検討

その他、コンソーシアムの設立に関し必要な事項を市と協議し、組織構築に向けた支援を行うものとする。

<参考：(想定) プラットフォーム・コンソーシアムの位置づけ>



4 事業費算出項目

3の業務内容の要件を踏まえ、以下の算出項目で事業費を算出すること。

(1) 人件費

業務内容について、それぞれ職種毎の人日数（時間）と単価を記載すること。

ア 当該事業に従事する者の給与、諸手当、その他これに準ずる経費

イ 労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

(2) 事業費

原則、以下の項目により計上すること。（ただし、当該事業のみで使用され

るものに限る。)

ア 報償費 事業を行うために必要な謝金等

イ 旅費 事業活動における移動費等

ウ 需用費 消耗品、印刷製本費等

エ 役務費 通信運搬費、手数料、広告料等

オ 使用料及び賃借料 会場賃借料等

(3) 一般管理費

原則、以下の計算方法により算出すること。

$$((1)\text{人件費} + (2)\text{事業費}) \times \text{一般管理費率}(10\% \text{以内})$$

(4) 消費税等

5 成果物

受託者は業務・実施内容について報告書を取りまとめ、以下の通り提出するものとする。

(1) 業務実施報告書

印刷物（製本1部）、電子データ（一式）

(2) その他関連、参考となる資料

6 その他

(1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。

(3) 本業務委託において、委託費用内で追加の提案がある場合は、企画提案書内に、特記事項記載して提案する。

(4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。

(6) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。

(7) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。

(8) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。

(9) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設

計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、受託者が負うものとする。